

# 労働安全衛生規則が改正されました！

## (車両系建設機械関係)

### 解体用機械とは？

これまで、建設機械のうち、解体用機械は「ブレーカ」のみが該当機械として定義されていましたが、今般、「鉄骨切断機、コンクリート圧碎機、つかみ機」の3機種が解体用機械として取扱われることとなりました。



\* 日立建機(株)製 (ホームページより)

+



### ◎労働安全衛生規則の改正内容

車両系建設機械関係に係る労働安全衛生規則の一部を改正する省令が平成25年4月12日に公布され、本年7月1日より施行されます。

#### 【改正の趣旨】

近年、解体工事現場への導入が進んでいる鉄骨切断機、コンクリート圧碎機又は解体用つかみ機（以下「鉄骨切断機等」という。）を原因とする休業4日以上之死傷労働災害が年間100件程度発生している一方で、その特性に応じた労働災害防止措置が設けられていないことから、鉄骨切断機等による労働災害を図るために必要な措置を規定したものです。また、これらの機械以外の車両系建設機械についても、これらの機械と同様に実施する必要がある場合には、規定の対象となります。

詳しくは右をクリックして下さい。「[改正内容](#) (24KB; PDF)」「[関係通達](#) (270KB; PDF)」

### ◎安全衛生特別教育規程等の一部を改正する告示

安全衛生特別教育規程等の一部を改正する告示が平成25年4月12日に公布され、本年7月1日より施行されます。

#### 【改正の趣旨】

労働安全衛生法の規定により、労働安全衛生施行令別表第7第6号に規定される建設機械で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるもの（以下「車両系解体用機械」という。）については、厚生労働大臣が定める規格に適合したものでなければ譲渡等が禁止されるとともに、その運転に従事する労働者は、一定の技能講習を修了した者又は特別教育を受けた者に限定されています。今般、労働安全衛生施行令別表第7第6号2の解体用機械として、鉄骨切断機等が追加されたことに伴い、鉄骨切断機等が適合しなければならない規格や、その運転の業務に従事する労働者に対する技能講習、特別教育の内容を規定したものです。

詳しくは右をクリックして下さい。「[改正内容](#) (21KB; PDF)」「[関係通達](#) (274KB; PDF)」

# 労働安全衛生規則が改正されました！

## (食品加工用機械関係)

### ◎労働安全衛生規則の改正内容

食品加工用機械関係に係る労働安全衛生規則の一部を改正する省令が平成 25 年 4 月 12 日に公布され、本年 10 月 1 日より施行されます。

#### 【改正の趣旨】

- ① 食品加工用機械を原因とする休業 4 日以上之死傷労働災害が年間 2,000 件程度発生しており、その中には、指の切断など後遺障害が残る重篤なものも多く含まれている一方で、その特性に応じた労働災害防止措置が規定されていないことから、食品加工用機械による労働災害の防止を図るために必要な措置を規定したものです。
- ② 食品加工用機械を含めた機械一般について、目詰まり等の調整等の労働災害が多いことから、基準として必要な措置を規定したものです。

#### 【改正の概要】

覆い、囲い等の設置。原材料を送給する場合及び取出す場合の危険防止。  
機械への転落防止。保護具の使用。 等

### ◎対象となる食品加工用機械の種類

#### 切断機及び切削機

(スライサー、チョップカッター、バンドソー等の刃部により、食品の原材料の切断又は切削を行う機械。)

#### 粉砕機及び混合機

(ミキサー、ミル、らいかい機等の回転する可動部分によって食品の原材料の粉砕、破碎、混合、混練又は攪拌を行う機械。)

#### ロール機

(製麺用ロール機、製菓用ロール機等の食品の原材料を圧延する機械。)

#### 成形機及び圧縮機

(おにぎり成形機、マカロニの押し出し機、果実の圧搾機等の圧力を加えることによって食品の原材料の成形、型抜き、圧縮又は圧搾を行う機械。)

詳しくは右をクリックして下さい。「[改正内容](#) (24KB; PDF)」「[関係通達](#) (270KB; PDF)」